

2 個別支援計画作成の基本ルールに関する事項

個別支援計画は、サービス提供の要（事業者の根拠）です。

項 目	居宅（重度訪問）介護・同行援護・行動援護 [平24条例100] 〈第26, 27条（準用）〉	その他 [平24条例100] 〈第60条（準用）〉	施設入所支援 [平24条例101] 〈第25条〉
計画作成担当者 指摘事項	サービス提供責任者 ・サービス提供責任者が作成していない	サービス管理責任者 ・サービス管理責任者が作成していない	サービス管理責任者 同左
アセスメント	①利用者の状況把握や分析等をする ②課題を明確化する	①利用者に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する	同左
指摘事項	・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録	・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録 ・本人の希望のみ把握し、その他の情報は無い	同左
計画原案作成	①援助の方向性や目標 ②担当従業者の氏名 ③サービスの具体的内容 ④所要時間 ⑤日程 ⑥その他留意事項	①利用者及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの内容 ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項	同左
指摘事項	・必要事項の記載がない	・必要事項の記載がない	同左
担当者会議・ミーティング 指摘事項	必要に応じて —	担当者等を招集し、計画原案への意見を求める ・未開催 ・会議録がない ・サービス管理責任者のみで検討	同左 同左
利用者への計画の交付	①利用者及びその家族に説明 ②遅滞なく利用者に交付	①利用者及びその家族に説明し、文書同意を得る ②利用者に交付	同左
指摘事項	・交付が確認できない ・交付していない	・交付が確認できない ・文書同意がない	同左
計画実施状況の把握（モニタリング）	①サービスが計画に沿っているか？ ②目標達成度合いは？ ③利用者の意向、満足度は？	同左	同左
指摘事項	・把握（モニタリング）していない ・各ヘルパー任せ	・未実施、不要と思っている ・実施の記録がない	同左
計画の見直し・変更	必要に応じて変更を行う	①少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う ②自立訓練・就労移行支援は、少なくとも3月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う	同左
指摘事項	・全く行っていない ・必要性を認識していない	・長期間見直しがない ・年に1回のみ実施 ・変更時のアセスメントが不十分で、計画内容が現状と矛盾	同左
未作成減算	—	所定単位数の70% （3月目以降50%）	同左
指摘事項	・計画に位置づけのないサービスは、過誤調整の対象（注1）	・減算処理をしていない	同左

項目	一般相談支援(地域移行支援) [平24厚令第27号] 〈第20条〉	(医療型)児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 [平24条例104] 〈第27,28条(準用)〉	障害児入所支援 [平24条例105] 〈第21,22条〉
計画作成担当者 指摘事項	指定地域移行支援従事者 —	児童発達支援管理責任者 ・児童発達支援管理責任者が作成していない(注2)	同左 同左 (注2)を除く。
アセスメント 指摘事項	①利用者に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する —	①保護者及び障害児に面接し、状況の把握や分析等をする ②課題を明確化する ・アセスメントを行っていない ・実施した記録がない ・氏名と住所のみ記録 ・障害児及びその保護者の希望のみ把握し、その他の情報はない	同左 同左
計画原案作成 指摘事項	①利用者及びその家族の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの内容 ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項 —	①保護者及び障害児の生活に対する意向 ②総合的な支援の方針や目標及びその達成時期 ③生活全般の質を向上させる上での課題 ④サービスの具体的内容(行事及び日課等を含む。) ⑤他サービスとの連携 ⑥その他留意事項 ・必要事項の記載がない	同左 同左
担当者会議・ミーティング 指摘事項	施設等や精神科病院の担当者等を招集し、計画原案への意見を求める —	担当者等を招集し、計画原案への意見を求める ・未開催 ・会議録がない ・児童発達支援管理責任者のみで検討	同左 同左
利用者への計画の交付 指摘事項	①利用者及びその家族に説明し、文書同意を得る ②利用者へに交付 —	①保護者及び障害児に説明し、文書同意を得る ②保護者に交付 ・交付が確認できない ・文書同意がない	同左 同左
計画実施状況の把握(モニタリング) 指摘事項	概ね週1回以上、利用者との対面による支援を行い、結果を記録 —	①サービスが計画に沿っているか? ②目標達成度合いは? ③保護者及び障害児の意向、満足度は? ・未実施、不要と思っている ・実施の記録がない	同左 同左
計画の見直し・変更 指摘事項	適宜、見直しを行い、必要に応じて変更を行う —	少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行う ・長期間見直しが無い ・年に1回のみ実施 ・変更時のアセスメントが不十分で、計画内容が現状と矛盾	同左 同左
未作成減算 指摘事項	— ・計画を作成していない場合は、請求不可	所定単位数の70% (3月目以降50%) ・減算処理をしていない	同左 同左

3 サービス提供記録（介護日誌）に関する事項

(1) 居宅介護サービス

① 同じサービスを行ったのに、日（又は担当者）によってかかった時間に差がある。

記録A 担当：〇〇
〇月△日13:00～14:00
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

記録B 担当：△△
〇月×日13:00～15:00
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

◆同じサービス内容にも関わらず所要時間がAは1時間、Bは2時間
(※計画で設定した所要時間は1時間)
→サービスの手順(書)が定められていないのではないかと
『居宅介護サービス費の算定について [平18障発第1031001号]』
計画作成に当たっては、時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望を踏まえることが必要。サービスを行った際は、実際に要した時間で算定されるのではなく、計画に基づいて行われるべきサービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。当初の計画で定めた時間や内容が実態と一致しない場合は、速やかに計画の見直し、変更を行うこと。

② 移動支援との混在（身体介護に続いて移動支援を実施）

記録C 担当：〇〇
〇月△日13:00～15:00
・身体介護で実施した内容とその所要時間と移動支援の内容とその所要時間の区別がない

◆身体介護と移動支援の区別（内容と時間）を明確にする
→全体のうちのどの時間帯が身体介護か？
→計画で定めた時間に沿っているのか？
→身体介護の実績が本当にあるのか？

③ 2人介護の実施（利用者からの希望が理由）

記録D 担当：〇〇、△△
□月×日13:00～14:30
・入浴介助(洗身・洗髪)
・水分補給・排せつ介助
・本人の様子等・・・

居宅介護従事者の氏名は2人分記入されているが、記載内容は1人介護と同じ

◆2人介護の必要な時間帯・不要な時間帯の混在を避ける（何を2人でを行い、何を1で行ったか、読み取ることができない）
→計画で定めた内容や時間に沿って2人介護しているか？
→不要な部分も2人介護を行い、過大に請求していないか？
『2人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等 [平18障発第1031001号]』
2人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成18年厚生労働省告示第546号）の一に該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、二に該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。

(2) その他の障がい福祉サービス

① 計画で決めた支援項目があまり使われていない

【事例】～グループホーム～

〈個別支援計画〉
【支援項目】
・金銭の自己管理
・居室の定期清掃
・周囲との円滑なコミュニケーション等々…



記録E □月×日
・入浴の有無
・外出場所
・帰省時の様子など…
(支援や相談の記録などは記載なし)

◆計画に定めた支援項目の進み具合、実践の様子が把握できない
→計画内容は適正か？
→モニタリングは行われているか？
→支援体制に問題はないか？

② あえて記録をしていない

【事例】～就労系のサービス～

〈個別支援計画〉
【支援項目】
目標：○○○○○…
作業、支援の内容
：△△△△△…
留意事項：□□□□□…



記録F □月×日
・作業時間：9:30~12:00
・本人の発言など…
「○○」の話をしていた
(作業内容、本人の様子などは記載なし)

【担当支援員】曰く
「作業は毎日行っていることなので、特に記録してません。」

◆就労系サービスの基本方針
「生産活動等、活動機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練その他の支援を適切に行う」
→記録からは支援の実施状況把握が困難
→計画と実態が大きく異なっ
たまま長期間が経過